様式第４号（第８条関係）

　あわら市指令　第　　号

　住所

　氏名

あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付決定（却下）通知書兼確定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあったあわら市多世帯同居・近居促進事業補助金については、下記のとおり交付の決定及び額の確定（却下）をしたので、あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

あわら市長　　　　　　　　印

記

１　決定

⑴　申請区分　　　　　　□　多世帯同居　　　　□　多世帯近居

⑵　補助事業　　　　　　□　新築住宅の建設　　□　新築住宅の購入

⑶　新築住宅の所在地　　あわら市

⑷　既存住宅の所在地　　あわら市　　　　　　　　　　　（多世帯近居のみ）

⑸　補助金の額は次のとおりとする。

補助金の額　　　　　　　　　　　　円

　⑹　備考

　　　　あわら市多世帯同居・近居促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、以下の要件に該当するときは、補助金の返還請求を行うことがあります。

ア　補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

イ　その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

２　却下

⑴　理由

⑵　備考

ア　この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、あわら市長に対して審査請求をすることができます。

イ　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。